

令和3年1月14日

保護者 様

宍粟市立山崎西中学校  
学校長 早柏 元彦

### 緊急事態宣言を踏まえた学校対応について（お知らせ）

大寒の候、保護者の皆様にはご健勝にてお過ごしのこととご推察します。

昨年末には、市内における新型コロナ感染感染拡大から臨時休校等もありましたが、各家庭のご理解、ご協力のもと落ち着いた新年の始まりを迎えています。

しかしながら、1月14日から近畿2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象とする緊急事態宣言が2月7日(日)までの期間発出されました。

つきましては、本県に緊急事態宣言期間における教育活動、部活動については、県や市教育委員会の要請に従い、以下の通りとします。

### 記

#### 1 教育活動

- (1) 本県に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、感染のリスクが高いとされている行動は行わないなど十分な感染防止対策を実施した上で、教育活動を行う。
- (2) これまで同様感染予防の徹底
  - ・ 毎日の健康観察（検温と手洗い）の徹底、マスクの着用
  - ・ 教室内の換気（暖房を入れていますが、各個人で十分な防寒対策を行う）
  - ・ 休み時間での密集、給食時の私語を自粛
- (3) 各自（家庭）で気をつけること
  - ・ 同居家族に発熱や風邪症状がある場合、家族が濃厚接触者と認定された場合は→児童生徒は登校しない（出席停止）かかりつけ医に相談→検査結果（-）が判明するまで。
  - ・ 不要不急な外出を控える。（特に20時以降については自粛）

#### 2 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を行う。実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき。平日4日2時間以内、土日3時間以内を守る。
- (2) 令和3年2月7日までの間（本県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、大会、練習試合、合宿は行わない。

#### 3 その他

- (1) 3年生が「受験(検)シーズン」を安全に過ごし、安心して受験(検)できるよう各家庭、生徒、教職員が一体となって予防対策を進めましょう。
- (2) 対応期間：本県に緊急事態宣言が発出されている2月7日(日)まで
- (3) 様々な噂に流されないよう、また、ご不安やご心配がある場合は、下記まで、ご連絡ください。

【山崎西中学校 教頭 西村 まで 連絡先： 学校（TEL）62-8206】